

# 辻野事務所便り

2024年  
(令和6年)  
12月  
December



## 特集：健康保険証の行方

2024年12月2日より、新しい健康保険証は発行されなくなります。国はマイナ保険証の利用を促進していますが、必ずしも分かりやすい状況ではなく、特に、以下4つの受取りと利用等について混乱が予想されます。今号では、現在分かる情報を集め、徹底的に解説します。

「健康保険証」はどこへ 「マイナ保険証」はどう？  
「資格確認証」とは？ 「資格確認のお知らせ」とは？

▶マイナ保険証の利用登録の解除について

### その他の記事

▶令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます

▶令和6年の賃金引上げ等の実態～厚生労働省調査より



株式会社アートプラン  
辻野社会保険労務士事務所

編集発行人：社会保険労務士 辻野 扶美  
〒985-0862 宮城県多賀城市高崎三丁目 27-18  
TEL：022-354-1151 FAX：022-354-1152

## 特集：健康保険証の行方

### ◆「健康保険証」について

▶2024年12月2日より、新しい健康保険証は発行されなくなります。資格取得日ベースではなく、交付日が12/2以降というタイミングだと、発行されなくなります。「資格取得日が12/1なら発行してもらえる」のではありません。

▶在職し続ける方の健康保険証は、現行の水色（協会けんぽの場合）の健康保険証を、1年間、今まで通り使えます。（2025年12月1日まで）2025年12月2日以降、マイナ保険証を持っていない方には、請求しなくとも、「資格確認証」が送付され、健康保険証として使えることとなります。

▶今後の新規入社だけでなく、在職中でも、健康保険証を紛失した場合や、新たに家族を扶養に入れる場合、氏名変更の場合、新規で健康保険証の交付をされることはありません。

### ◆「資格確認証」について

資格確認証のイメージ（協会けんぽ）



▶資格確認証とは、健康保険証に記載されている受診に必要な情報が記載された、黄色のプラスチック製のカードです。（色が違うだけで、健康保険証にそっくりです）

▶資格確認証は、従来の健康保険証と全く同様に医療機関の窓口で使うことが出来ます。

▶資格確認証は、マイナ保険証を持っている場合には、たとえ本人が希望しても、発行されません。

▶マイナンバーカードは持っているが、保険証としての利用登録をしていない（＝マイナ保険証を所持していない）場合は、資格証明書を発行してもらえます。

▶健康保険証を持ち在職し続ける方で、マイナ保険証利用出来ない方には、2025年9月～11月に自動的に資格確認書が発行されることとなっています。

▶資格確認証は、健康保険証と同様に、退職後は使えません。マイナ保険証を持っていない方が転職した場合は、転職先の記号番号が記載された資格確認証が、請求がなくとも交付されます。交付にはある程度の時間を要するとされていますが、資格取得手続きの際に「資格確認証の交付を希望」欄に✓を入れれば、迅速に（これまでの健康保険証交付と同様に恐らく1週間程度で）交付されるようです。

▶資格確認証には、（退職しなければ）原則5年間の有効期限があります。

▶資格確認証の制度は廃止の予定はなく、2025年12月2日以降も、有効期限が切れない限り、更新をしつつ、使えます。

▶資格確認証も、健康保険証と同様に、退職時には返却しなければなりません。

## ◆「マイナンバーカード」について

- ▶マイナンバーカードとは、日本に住民票を持つ方の全員に1つ1つ指定された、12桁の番号である個人番号（マイナンバーとも言います）を持つ人が、申請した場合に作成される、顔写真が入ったカードです。
- ▶マイナンバーカードを作るか作らないかは任意です。

マイナンバーカードのイメージ



- ▶保有率 75.7% (2024年11月時点 総務省調べ)
- ▶マイナンバーカード自体の有効期限は原則10年（未成年は5年）ですが、マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書の有効期限は5年です。
- ▶マイナンバーカードは、そのまま保険証として使うことは出来ません。
- ▶有効期限になっても自動的に送られることはなく、更新を希望する場合は、自ら更新の申請することが必要です。

## ◆「マイナ保険証」について

- ▶「マイナ保険証」＝「保険証機能を登録したマイナンバーカード」です。
- ▶マイナンバーカードをマイナ保険証にするかどうかは、任意です。
- ▶マイナ保険証の保有率は 61.1%
- ▶マイナ保険証の利用率は 13.9%

(2024年9月末時点 総務省調べ)

- マイナ保険証を持ってはいるが、利用はしていない方が多いというのが実態のようです。
- ▶マイナンバーカードを保険証として使うためには、利用登録が必要です
- ▶マイナンバーカードを保険証として使うための利用登録は、以下のいずれかの手段で行います。
  - ▶医療機関▶薬局の受付（カードリーダー）で行う
  - ▶「マイナポータル」から行う
  - ▶セブン銀行ATMから行う
- ▶マイナ保険証で医療機関を受診する方法（受付方法）は、以下①～③で行います。
  - ① 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
  - ② 本人認証を行う（顔認証▶暗証番号）
  - ③ 各種情報提供の同意選択をする
- ▶マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れると、マイナ保険証として使えなくなります。
- ▶マイナンバーカードの電子証明書の更新申請をしな

い場合は、電子証明書の有効期限が切れる前に資格証明書が送付される、とのことです（2024年11月21日放映NHK朝イチでの厚労省保健局医療介護連携政策課長 山田章平氏の発言より）

- ▶マイナ保険証は、利用登録の解除をすることが出来ます。（詳細は別記事に記載しました）
- ▶マイナ保険証の利用解除手続きをした場合に、登録時に受けたマイナポイントの返還の要請はされません。
- ▶マイナ保険証の利用解除後には、資格証明書が交付されます。

## ◆「資格情報のお知らせ」について

- ▶「資格情報のお知らせ」とは、保険者（協会けんぽ等）から個人宛に送付されるA41枚の書類のことです。

資格情報のお知らせ(A4紙)のイメージ



- ① ではマイナンバーの下4桁が印字されています
- ② の部分を切り取って所持することになります

↓  
切り取った「資格情報のお知らせ」イメージ



紙製

## マイナ保険証の利用登録の解除について

▶「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証が何らかの事情により使えない場合に、マイナ保険証を補完するために作られた、紙製のカードです。(協会けんぽの場合は、今年10月頃に、全ての事業所に、健康保険被保険者と被扶養者全員分の「資格情報のお知らせ」が届きました。)

▶何らかの事情とは、機器やシステムの不具合の為に医療機関窓口のカードリーダーでマイナ保険証が読み取れない場合や、災害等で停電の場合等が想定されます。

▶マイナ保険証を利用する方は、利用出来ない場合に備えて、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」を所持しておくことが必要です。

▶転職した場合は、資格取得手続きの後、申請しなくとも資格情報のお知らせが送付されます。(転職前の資格情報のお知らせは使えなくなります。個人で破棄することになります)

▶資格情報のお知らせだけでは受診することは出来ないとされています(しかし、実際には「資格情報のお知らせ」のみで受け付けてくれる医療機関もある「かも」しれません)

### ◆「健康保険証」(または「資格確認証」)と「マイナ保険証」の違いについて

▶厚生労働省は、マイナ保険証のメリットについて以下4点を挙げています。

1 「過去の処方薬の記録があるため、よりよい医療が受けられる」

…健康保険証(又は資格確認証)利用の場合はお薬手帳の持参をすれば宜しいです。

2 「手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される」

…健康保険証(又は資格確認証)利用の場合「限度額適用認定証」の申請をします。

3 「マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる」

…健康保険証(又は資格確認証)利用の場合「医療費控除の明細書」作成が必要ですが、自らドラッグストア等で薬品等の医療費控除の対象物を購入した場合の情報は入らないので、マイナ保険証の利用に関わらず、医療費控除の明細書は作成し続けることになると存じます。

4 医療現場で働く人の負担を軽減できる

…健康保険証(又は資格確認証)利用の場合窓口で保険証情報を確認します。

▶マイナ保険証使用の場合は、本人確認がなされます。(介護が必要な方や障害をお持ちの方の代理で薬を受取りに行く等は、できなくなります)

▶マイナ保険証には、健康保険の記号番号は情報として無いため、健康保険の給付(傷病手当金、出産手当金)の請求の際には、マイナ保険証しか持っていないと、本人は請求書に書けないので職場で書いてあげる必要があります。

### ◆マイナ保険証の登録は解除できる

いったんマイナンバーカードに健康保険証の情報をひも付けた後であっても、情報漏洩が不安などの理由により、その登録を解除した場合には、前記事の「資格確認書」の交付を受けることができます。

当初、マイナ保険証の登録は原則として解除できないことになっていましたが、2023年に政府は、利用登録自体が任意で行われることなどを踏まえ、登録後の解除を認めることに方針変更しました。

### ◆マイナ保険証の登録解除の流れ

その後、厚生労働省は、2024年10月に「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」という保険者(協会けんぽ等)向けの通知を出し、10月28日から医療保険者等向け中間サーバーで保険者からの解除申請の登録を受け付けるので、保険者にも加入者からの解除申請の受付を開始するよう求めました。

マイナ保険証の利用登録解除の全体の流れは、次のとおりです。

- (1) 加入者からの利用登録の解除申請の受付(加入者)
- (2) 解除申請者に対する資格確認書の交付(保険者)
- (3) 中間サーバーへの解除申請者の情報の登録(保険者)

- (4) 解除申請者の解除状況の確認(保険者)

(1)の解除申請の受付は、加入者が申請書を保険者から取り寄せ、書面で保険者に提出します。(2)の資格確認書の交付は、12月2日以降、利用登録の解除がなされるまでの間に行います。なお、現行の健康保険証は最長で令和7年12月1日まで使えるため、保険者は、その有効期限が切れる前に資格確認書を交付すれば良いとされています。

(3)で保険者は、中間サーバーで解除依頼の登録をし、国はその翌月に登録を解除します。(4)で保険者は、月次で各保険者に通知されるマイナ保険証の利用登録状況を確認します。

※協会けんぽの場合は、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル 0570-015-369(ナビダイヤル)へ電話し、オペレーターに『マイナ保険証登録解除希望』を伝え、住所、氏名、電話番号を伝えると、1週間から10日で解除のフォームが送られてきます。家族分の申請をすることも出来ます。

【厚生労働省「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001317966.pdf>

## 令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます

厚生労働省は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第14号）の施行に伴う、令和7年4月1日からの高年齢雇用継続給付の支給率の変更について、リーフレット等を公開しました。

### ◆高年齢雇用継続給付とは

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。

### ◆対象者

60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日）が令和7年4月1日以降の方が、支給率変更の対象となります。

### ◆支給率

【令和7年3月31日以前の方】

- 61%以下⇒各月に支払われた賃金額の15%
- 各月に支払われた賃金の低下率が61%超75%未満⇒各月に支払われた賃金の15%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が75%を超えない範囲で設定される率
- 75%以上⇒不支給

【令和7年4月1日以降の方】

- 64%以下⇒各月に支払われた賃金額の10%
- 各月に支払われた賃金の低下率が64%超75%未満⇒各月に支払われた賃金の10%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が75%を超えない範囲で設定される率
- 75%以上⇒不支給

リーフレットには、支給率の早見表なども掲載されています。高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の場合は、確認しておくといでしょう。

【厚生労働省「令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564\\_00043.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html)

## 令和6年の賃金引上げ等の実態 ～厚生労働省の実態調査結果より

厚生労働省は10月28日、令和6年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を公表しました。「賃金

引上げ等の実態に関する調査」は、全国の民間企業における賃金の改定額、改定率、改定方法などを明らかにすることを目的に、7月から8月にかけて調査を行っています。調査の対象は、常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業で、令和6年は3,622社を抽出して調査を行い、1,783社から有効回答を得ました。

### ◆1人平均賃金を「引き上げた・引き上げる」企業の割合は91.2%

令和6年中における賃金の改定の実施状況（9～12月予定を含む）をみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合は91.2%（前年89.1%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.1%（同0.2%）、「賃金の改定を実施しない」は2.3%（同5.4%）、「未定」は6.4%（同5.3%）となっています。

企業規模別にみると、すべての規模で「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合が9割を超えており、いずれも前年の割合を上回っています。

また、賃金の改定状況（9～12月予定を含む）をみると、「1人平均賃金の改定額」は11,961円（前年9,437円）、「1人平均賃金の改定率」は4.1%（同3.2%）となっています。

労働組合の有無別にみると、労働組合ありでは「1人平均賃金の改定額」は13,668円（同10,650円）、「1人平均賃金の改定率」は4.5%（同3.4%）、労働組合なしでは10,170円（同8,302円）、3.6%（同3.1%）となっています。

### ◆定期昇給を「行った・行う」企業割合、管理職は76.8%、一般職は83.4%

令和6年中に賃金の改定を実施したまたは予定している企業および賃金の改定を実施しない企業における定期昇給制度のある企業の実施状況をみると、管理職では定時昇給を「行った・行う」企業の割合は76.8%（前年71.8%）、「行わなかった・行わない」は4.3%（同5.0%）となっています。

また、一般職では定期昇給を「行った・行う」は83.4%（同79.5%）、「行わなかった・行わない」は2.6%（同3.7%）となっています。

【厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査：結果の概要」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/24/index.html>

### ～ひとくちメモ～

必要な場合には、本人が直接、職場を経由せずに保険者（協会けんぽ等）宛にマイナンバー登録の書類を提出することが出来ます。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/cat300/mynomoushide/>